



おしらせ

第130号

社会保険労務士法人 勝又・高橋・吉田 事務所

2018. 8. 10 発行

「最低賃金」今年は過去最大の引き上げの見通し

- ◆ 平成30年8月6日に開催された岩手地方最低賃金審議会で、平成30年度の岩手県最低賃金額改定について答申が行われました。引き上げ幅は昨年度を2円上回る24円（引上げ率3.25%）と過去最大の上げ幅で、時間額は現在の738円から762円となります。早ければ10月1日に改正発効になる予定です。岩手県の最低賃金は平成20年度には628円でしたが、今回の改正により、この10年間で134円（21.34%増）と急激な引き上げとなっています。このペースが続けば2020年度には800円を超えそうです。

「働き方改革関連法」が成立しました

- ◆ 働き方改革関連法が、平成30年6月29日に成立しました。残業時間の上限規制、同一労働同一賃金、高度プロフェSSIONナル制度の導入などが柱とされていますが、来年4月1日に施行実施となる「年次有給休暇の確実付与義務」のように、ほぼすべての事業所様が該当する重要かつ早期に検討が必要なものもあります。働き方改革関連法のポイントについての一覧表と、それぞれの項目についての概略を別添でお送りしますので、ご確認をお願いいたします。詳細につきましては今後、事務所主催のセミナー等によりお知らせしていく予定です。

70歳以上の方の高額療養費の上限額が変わります

- ◆ 平成30年8月診療分から、70歳以上の高額療養費制度が大きく変更になります。具体的には以下の3点です。
 - ・これまで「年収370万円以上」とされていた「現役並み」の区分を3つに分ける
 - ・「現役並み」のうち、収入が多い人については、自己負担限度額を引き上げる
 - ・「年収156万円～370万円」の「一般」についても、一部の自己負担限度額を引き上げるポイントは「現役並み」に該当する人で、今回改正で69歳以下の現役とほぼ同じ負担となりました。

“熱中症”にご注意下さい

- ◆ 7月から8月は熱中症発生のピーク時期です。平成30年6月29日の岩手労働局発表資料によりますと、県内において平成29年に発生した熱中症による労働災害は70件で、その8割以上が7月～8月に発生しています。また、平成6年から平成28年の死亡災害発生状況は次のとおりです。
 - ・23年間で8人の労働者が死亡。平成22年以降の7年間だけで5人が死亡
 - ・7月の死亡が4人。8月2人。5月の死亡例もあり
 - ・建設業が4人、次いで商業2人
 - ・20代、30代、50代、60代が各2人ずつ8月も暑い日が続きます。水分や塩分の摂取等、従業員さんへの注意喚起をこまめにお願ひします。

◇ 臨時休業のおしらせ

平成30年8月31日（金）は、勝又・高橋・吉田 事務所 臨時休業となります。